

## 【第2回】北見市消費生活審議会議事録

H27.10.6 まちきた大通ビル5階A会議室

(開会) 事務局 上川課長

(挨拶) 佐野次長  
山田会長

(議事進行) 山田会長

(議事開始) 諸般の報告 事務局 上川課長  
出席委員(審議会委員6名、苦情処理特別委員2名)  
欠席委員(審議会委員4名)  
北見市消費生活条例施行規則第26条第2項の規定により、過半数を超えているため本審議会が成立していることを報告。

議案(1)説明 事務局 上川課長  
北見市消費生活条例の一部改正(案)について  
・(目的)第1条に文言追加  
・第28条の2として、北見市消費生活センターの新規条文を追加  
・第32条の一部文言を削除、第34条に一部文言を追加

(質疑応答)

吉田委員 第28条の2の消費生活センターを「設ける」とあるが、国や道の条文では、「設置する」となっており「設ける」と「設置する」では意味が違うと思うが、あえて「設ける」とした理由は何か。

上川課長(事務局) 法律の専門ではないので詳しくないですが、同じ意味と考えている。「置く」でいいと思っているが、市の法制と再度精査したい。

吉田委員           さらに、第28条の2で4つの業務を明記しているが、道の条文と微妙に違うのは、あえて北見市独自のものとしたのか。とくに(3)の商品テストについては、道は「検査」と明記している。  
また(4)では、消費生活センターの「組織及び運営に」関する事項と国は標記しており、何を定めるのかということで同じように明記したらどうか。

上川課長(事務局)

他都市も参考にし、全体的に分かりやすい形でまとめた。テスト室の「検査」については、北見市では専門的に証明できるほど精密に行っていないことから省いた。規則委任については、「条例にないことを規則で定める」という意味でこのような表現にした。

太田委員           吉田委員と同じように、「組織及び運営」を載せて、何について規則で定めるのかを明記するのがはっきりしていいと思う。

横田委員           第30条で、消費生活モニターとあるが、何のことなのか。

上川課長(事務局)

物価調査のことで、北見市では、毎月、市内のスーパーの42品目の物価を調査し、統計を取っています。

芳賀委員           わたしは、法律の専門家ではありませんが、「北見市消費生活センターを設ける。」については、何を設けるかをはっきり明記しているのでこれでいいと思う。

山田会長           意見が出揃ったようなので、まとめることにします。

- ・(目的)第1条の文言追加については、原案通りとします。
- ・第28条の2の「設ける」「置く」については、事務局に法制と詰めて決めてもらい、「組織及び運営」の文言については追加することとします。
- ・第32条、第34条については、原案通りとします。

以上、で議事（１）を終わります。

議案（２）説明 事務局 上川課長

北見市消費生活施行規則の一部改正について

・第３２条から第３７条の新規条文を追加

第３２条 北見市消費生活センターの名称及び住所等

第３３条 消費生活センター長及び職員の配置

第３４条 消費生活相談員の配置

第３５条 情報の安全管理

第３６条 商品テスト室

第３７条 消費生活センターの事務の一部委託

（質疑応答）

芳賀委員 相談員に資格等があるのか。

上川課長 来年２８年度から国家資格者かこれに準じた専門的な知識と技術を有する相談員が一人以上必要となります。

現在、北見市では、道の消費生活センターの３０日研修を受講した者を採用しているが、来年からさらに国家資格の取得が必要となります。

国家資格には、国民生活センター、日本消費者協会、日本産業協会の消費生活アドバイザー試験の３つがあります。

横田委員 国のモデル条例案を規則に定めたと理解していいのか。

上川課長 はい。国は、単独の条例にしているが、それに準じたものを規則に決めました。

横田委員 第３２条の最後の、「なお、当該事項を変更・・・」については意味が不鮮明で無くていいと思う。

国の条文の様であれば、分かりますが。

上川課長（事務局）

これについては、事務局でも迷い市の法制と詰めた結果、載せ

ることになったが、皆様の意見を聞いて決めたいと思います。

太田委員 無い方がすっきりしていいのではないか。

山田会長 他に質問、意見はありませんか。  
第32条については「なお、……」以降を取るということで  
よろしいか。  
拍手の承認を得る

議事(3)その他 無し

補足説明 上川課長  
再度、市の法制担当と精査し原案をまとめ、市長決裁を受けて  
12月議会に提案することとします。

以上で終了